

平成 26 年（ワ）第 2146 号、第 5824 号原発メーカー損害賠償請求事件

原 告 唯野久子 外

被 告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

第 1 準 備 書 面

平成 27 年 8 月 21 日

東京地方裁判所民事第 2 4 部合議 D 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭宏
外



本書は訴状のうち財産権侵害の主張を補充し、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」及び原子炉の欠陥について、今後の主張立証の予定について明らかにするものである。

第 1 財産権侵害について（原賠法 4 条 1 項の違憲性）

1 憲法における財産権の保障

憲法は、第 29 条 1 項において、「財産権は、これを侵してはならない」と定め、財産権を憲法上の権利として保障しつつ、第 2 項において、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」とし、法律による財産権の制約を認めている。しかし、同条が、「公共の福祉に適合するやう」と定めているように、法律による財産権の制限が、無制限に認められるわけではなく、公共の福祉という観点から限界付けられるのであり、財産権を制限する立法がなされた場合には、その法律が公共の福祉に適合するか否かという観点から、その違憲性を審査する必要がある。

2 原賠法による財産権の制限

そこで、まず原賠法が財産権を制限するものであるかを検討する。

原賠法 4 条 1 項は、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」とし、原子力損害について、原子炉の製造メーカー等の原子力事業者以外の者は、賠償責任を負わない旨を定めている。かかる規定は、過失責任主義という民法上の基本原則に反するものである。過失責任主義は、民法の基本原則のひとつであり、過失がなければ責任を負うことはないという意味で、私人の行動の自由を保障するとともに、被害者が加害行

為の原因者へ責任追及をすることが可能となる意味で、被害者保護にも資するものである。また、かかる原則は、裏を返せば、過失ある者は賠償責任を負うべき事を明らかにしているのであり、私人に慎重な行動を求める規範としても機能することになる。このような民法の基本原則を覆し、特定の者について、過失を有する者であっても、その責任を免除するということは、被害者にとっては民法上認められている請求権が剥奪される結果となるのであり、財産権の制限に該当する。

この点、共有物分割請求権という民法上認められている請求権の制限が問題となった森林法違憲判決（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁）においても、「共有物分割請求権は、各共有者に近代市民社会における原則的所有形態である単独所有への移行を可能ならしめ、右のような公益的目的をも果たすものとして発展した権利であり、共有の本質的属性として、持分権の処分の自由とともに、民法において認められるに至ったものである。したがって、当該共有物がその性質上分割することのできないものでない限り、分割請求権を共有者に否定することは、憲法上、財産権の制限に該当」するとされた。上記判例は、共有物分割請求権が、「共有の本質的属性」として、民法上規定されていることから、かかる請求権の制限は、財産権の侵害に該当すると述べるものである。

上記判例の考え方にしたがえば、民法の根幹に関わるような基本原則や法制度を修正する立法については、基本的に憲法上の権利を制限するものと考えられ、その違憲性を慎重に検討する必要があるといえる。郵便法事件判決（最大判平成14年9月11日民集56巻7号1439頁）も、このような考慮に基づき、違憲性について審査を行っているものといえる。郵便法事件は、一定の場合に不法行為に基づく国の損害賠償責任を免除する規定を違憲とするものであり、過失責任主義を修正する郵便法が、国民の権利を制限する内容であることを前提として、違憲性の審査を行っているのであり、原賠法の違憲性を検討するに当たっても非常に参考となる。

本件で問題となる原賠法における免責規定も、過失責任主義という民法上の基本原則を修正し、本来認められるべき過失者に対する損害賠償請求権という財産上の請求権を剥奪する内容を定めているのであるから、当該免責規定は、財産権を制限する立法にあたるのであり、その違憲性は慎重に検討されなければならない。

3 財産権制限の場合の違憲審査基準

上記のとおり、原賠法における免責規定が、財産権を制限するものであることは明らかであるから、かかる制限が、「公共の福祉」に適合するものであるかを判断する必要がある。

財産権を制限する立法が合憲であるというためには、その目的が正当であり、規制手段がその目的を達成するための手段として必要性・合理性を有していることが必要である。

判例上も、立法による財産権制限が問題となった森林法違憲判決や証券取引法事件判決（最大判平成14年2月13日民集56巻2号331頁）において、目的の正当性及び規制手段の必要性・合理性が違憲判断の基準として採用されている。このような目的と手段との関連性を要求しているのは、国会が、特定の業界保護をあたかも国民一般の福祉に貢献する消極的警察規制であるかのように装って制定するおそれがあるため、裁判所は、そのような国会による不当な立法を制限するために、形式的な審査にとどまらず、実質的な規制内容にまで踏み込み、規制手段が、本当の意味で国民の福祉に適合するものといえるかを審査するためであるといえる（長谷部恭男『憲法 第6版』（新世社、平成26年）248頁以下参照）。

なお、船舶所有者等責任制限法事件判決（最大決昭和55年11月5日）は、目的手段審査に言及はしていないが、かかる判例から、憲法が財産権制約について立法府に無限定の裁量権を付与したものと考えることはできない。立法府の裁量に限界があることは、船舶所有者等責任制限法事件判決後に出された森林法違憲判決において、目的の正当性と規制手段の必要性・合理性を検討し、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合には違憲となる旨が明言されていることから明らかである。郵便法事件判決においても、国の損害賠償責任の要件について、「立法府に無制限の裁量権を付与するといった法律に対する白紙委任を認めているものではない」と明言した上で、目的の正当性と規制手段としての必要性・合理性が検討されている。かかる判例は、憲法17条違反を問題とするものであるが、憲法17条は、公務員による不法行為の場合の国の責任を定めるものであり、不法行為というまさに過失責任主義の適用が問題とれる場面において、郵便法によって過失責任主義が修正されていることを問題としているのであって、本件類似の事案として、本件でもほぼ同様に考えられる。

よって、本件においても、原子力事業者以外の者について原子力損害による賠償責任を免責する規定の違憲審査にあたっては、目的の正当性と規制手段がその目的を達成するための手段として必要性・合理性を有しているかを審査する必要がある。

4 原賠法の目的に正当性がないこと

- (1) 原賠法は、その目的として「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を掲げている（原賠法第1条）。

原子力事業は、ひとたび事故を起こせば広範囲にわたり回復不可能な甚大な被害を及ぼす非常に危険な事業であり、その被害は、当然に人の生命身体に対しても及ぶものである。一方で、発電事業は、電力の供給という公共の利益に関わるものであり、その事業を原因とする負担・不利益を特定の者に押し付ける結果になることは、公平の原則に反する。したがって、このような原子力事業の特質に鑑みれば、その事業による事故が起きた場合には、被害者の保護を最優先にすべきである。

原賠法は、原子力損害という上記のような特質をそなえる原子力事業による事故が起きた場合に備えた法律であり、そうであれば、被害者の十分な救済を実現するための法律でなければならない。

しかし、原賠法は、原子力損害の賠償を定める法律であるにもかかわらず、一方で被害者保護を掲げながら、他方で原子力事業の発達を目的として掲げている。原子力事故は、被害者の生命身体に対する侵害が顕著に起こる場面である。このような被害者の生命身体という人格的価値が問題となる場面にもかかわらず、「原子力事業の健全な発達」という経済性の問題を目的として並べ掲げることは明らかに不当である。生命身体という人格的価値と事業の発達という経済性の問題は、本来並列的に並べられるべきものではない。このように経済性の問題が目的として並列的に並べられることによって、「原子力事業の健全な発達」という経済目的のために、一部の被害者に犠牲を強いる結果となりかねない。

実際に、原賠法において、原子力事業者の保護を図る内容が目的として掲げられること自体が、原子力事業者側の責任の所在を曖昧にし、事故が発生しやすい状況を生み出し、結果として被害者保護を害することにつながるものと考えられる。

原賠法は、二つの目的を並べることによって、対立する利益を調整するかのように装っているが、原子力事故の場面にあっては、上記のとおり被害者保護が圧倒的に重要なのであって、本来利益調整をする場面ではないのであり、このような目的規定の構造自体不当である。

したがって、このように被害者保護と原子力事業の健全な発達という目的を並列的にならべる原賠法の目的に正当性がないことは明らかである。

- (2) また、これまでチェルノブイリ原発事故や TMI 原発事故などの過酷事故によって、原子力事業の危険性が明るみになり、さらに日本国内においても、1999年に東海村 JCO 核燃料加工施設臨界事故において原子力事故による死者が出て、原子力事業の危険性が再認識され、今回の福島第一原発事故により、原子力事業自体が、人類の生存そのものを脅か

すものであるとの認識が広く共有されるに至った。このようなこれまでの原子力事業の数多くの事故の経験に照らせば、もはや原子力事業をこれまで同様に発展させようという目的自体が、歴史的にみて正当性を失っているといえる。

これらの事情に照らせば、原賠法の「原子力事業の健全な発達」という目的が正当なものとはいえないことは明らかである。

5 免責条項に必要性・合理性がないこと

仮に、原賠法の目的が正当なものであるとされる場合であっても、その手段として、原子力事業者以外の者の免責を定めている点は、手段と目的との間に必要性合理性がなく、公共の福祉に反するものである。

この点、被告らは、免責規定が、原子力事業者の無過失無限責任と一体となっており、これらの規定によって、全体として被害者保護が図られていると説明する。

しかし、そもそも原子力事業者の無過失無限責任と原子力事業者以外の免責規定を一体のものとする必要はない。原子力事業者の無過失無限責任を定めるとともに、原子力事業者以外の者について、民事上の一般原則に従い責任を負うと定めることも可能である。また、このような制度となったとしても、被害者は、自らの選択にしたがい、原子力事業者か原子力事業者以外の原因者に責任を追及することが可能となるのであり、被害者の保護が後退するわけではない。

むしろ、原子力事業者以外が原子力事故による責任を負わないとされた場合には、原子力事業者以外の原子力事業に関わる者については、法的な賠償リスクを考慮する必要がなくなり、他人のリスクで事業活動ができることになる。このようなことになれば、モラルハザードを引き起こし、適切なリスク管理がなされず、安全性がないがしろにされる危険が著しく増大することは容易に想像できる。したがって、このような免責規定が引き起こすのは、原子力産業の健全な発達などではなく、安全性を度外視した無秩序な肥大化である。

よって、原子力事業者以外の責任を免責する規定は、被害者保護にも原子力事業の健全な発達にも資することはなく、むしろ原子力事故のリスクを高める弊害の大きな制度であるというべきであり、原賠法の目的との間に必要性も合理性も認められない。

6 本件事故被害者らの財産権に対する侵害について

被告らは、本件原発事故の被害者は、原子力事業者が無過失無限責任を負う事から、被害者は完全な賠償を受けられるのであり、被害者の財産権は侵害されていないと主張する。

しかし、一般的に不法行為の原因者が複数いる場合、それぞれに過失が認められる限り、それぞれの者に対しての請求が認められるのが民法の定める原則的形態である（共同不法行為、民法715条）。その場合、被害者は、自らの選択にしたがい、全ての原因者もしくは一部の原因者に損害賠償請求をすることが認められている。このような場合に、一部の者が免責されることになると、被害者は、本来有していたはずの請求権を失うことになるのであり、財産的な損失を生じることになる。特に、免責された者以外の者が、資力を有していない場合などには、結果的に被害者は、法律上請求権が認められていたとしても、事実上賠償を受けられなくなるのであり、このような場合には、被害者に財産上の損害が生じることが明らかである。したがって、本来認められるべき請求権の制限は、被害者の財産権の侵害に該当する。

この点、原賠法をみても、原子力事業者の無過失無限責任が定められていたとしても、仮に原子力事業者以外に事故について有過失の原因者がいた場合には、免責規定によって、本来請求できるはずの原因者に対する請求権が認められないことになるのであり、被害者側が原因者に対する請求権を失う結果となる。このような場合に、原子力事業者が、倒産に追い込まれた場合などには、被害者は、請求対象を失う結果となるのであり、財産上の損失を被ることは明らかである。

よって、上記のような点からすれば、原子力事業者が無過失無限責任を負うから免責規定は被害者らの財産権を侵害するものではないという被告の主張は誤りである。

具体的に本件事故の賠償状況を見ても、事故後4年以上を経過した現在においても、東京電力による賠償が十分に行われているとは言い難い。被害者数も多く、東京電力のみに適切な対応を期待することはできず、賠償手続自体も停滞している。さらに、東京電力は、被害者に対する賠償額を低く抑えようという姿勢に徹し、極めて多数の被害者が、東京電力に対する損害賠償請求訴訟を全国各地で提起している状況である。仮に、被害者が東京電力以外の者についても責任追及できるのであれば、東京電力以外の責任者へ損害賠償を請求することによって、より早い被害回復が実現する可能性もある。

したがって、本件事故に即してみても、東京電力による賠償は完全賠償とは程遠い状況にあり、結果的に被害者らの被害回復は遅延し十分な賠償も受けられない状況となっているのであり、財産権が実質的に侵害されている状況である。ゆえに、原賠法に原子力事業者の無過失無限責任が定められていることから、被害者らの財産権侵害はないとする被告らの主張は

誤りである。

7 小括

以上のとおり、原賠法は、その目的において正当性を有しておらず、仮に、その目的が正当だとされる場合においても、原子力事業者以外の者を免責する原賠法4条1項については、目的実現のための手段として必要性・合理性が認められない。よって、原賠法4条1項は、公共の福祉に適合せず、原発事故被害者らの財産権を侵害するものとして違憲無効である。

第2 原子力の恐怖から免れて生きる権利

1 意義

放射性物質は人の身体を侵害し、生命をも奪う。また、慣れ親しんだ土地を奪い、当たり前にあったコミュニティを奪う。

東日本大震災による本件原発事故を契機として原子力の影響の大きさを経験した今、この物質が放出される危険を孕んだ社会では生活したくない、原発事故の恐怖におびえながら生きたくないという利益を、個人の人格的生存権として保護すべき必要性が一層顕在化した。

平和的生存権（前文）、幸福追求権（13条）、社会的生存権（25条）を根拠とするこの「原子力の恐怖から免れて生きる権利」をノー・ニュークス権と呼ぶ。同権利は、原発の設置や運転の差止め、万が一にも事故が起こらないような規制基準の策定、そして原発事故等が起こってしまった場合には原因者や事故原因究明のための情報開示や、加害者に対する損害賠償、新たな規制等による政策を求めることを内容とする。

2 ノー・ニュークス権の論拠

被告らは、このノー・ニュークス権が憲法上保障されるものではないとする。しかし、ノー・ニュークス権の権利性は肯定されるべきものであり、この点について今後以下の主張立証を行う予定である。

(1) 繰り返される原子力による被害

これまで世界中で原子力による被害が多数発生している。

たとえば、スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故、日本でも東海村 JCO 臨界事故をはじめとする複数の原発事故が起きた。

また、日本は、第二次世界大戦において、広島・長崎において原子爆弾による甚大な被害を被った。被爆後5年間で、広島では約20万人、長崎では約14万人の方が亡くなったとされている。

そして東日本大震災を契機とした本件原発事故では、今もなお福島県から県外へ避難して生活している方が約4.5万人にも上る。

このような原爆による被害、原発事故による被害が多発したことによ

り、原子力の危険性が極めて高いことが明らかとなった。

(2) 原子力による被害の特徴

原子力は、被ばく地域の住民と生活環境を破壊する。被ばく者の健康被害を生み、さらに被ばく者二世三世を生み、すさまじい数の被害者を作る。

被ばくとは、人の細胞の中の遺伝情報が破壊されるということの意味し、原子力が人に及ぼす影響は、身体のみならず生命という人格権の本質に及ぶ。しかもそれは子孫に遺伝する。さらに深刻なのは、一度放射性物質に汚染されれば、汚染前の状態に回復することは不可能なことである。誤って事故が起きても取り返しがつかないことが原子力の特徴である。

このように、原子力による被害は規模が甚大になるのみならず、回復・収束ができないという他のいかなる事故とも比較のできない被害を生み出す。

(3) 人間は原子力をコントロールできないこと

原子力発電は、核燃料（通常はウラン）の核分裂反応によって生ずるエネルギーを利用して発電するシステムである。ウランに中性子をぶつけて核分裂させると、エネルギーを生みながら、プルトニウムが自然にできる。

しかし、この核分裂反応は人間がコントロールしきれものではない。

原発の安全神話も本件原発事故により崩壊し、震災後に原子力委員会が作成した原子炉等の設計に関する規制基準によっても原子炉の絶対的な安全性は確保されていない。特に日本は世界有数の地震国であり、現在もお東日本大震災後の余効変動と呼ばれる地殻変動が継続し、同震災前に比べて活発な地震活動が続くとされている。巨大地震が起こり、原発事故が起こる危険性が否定できない。

前述の通り、原子力による被害は甚大かつ回復不可能であるにもかかわらず、原子力は人間のコントロールする能力を超えるものであり、人間には制御できず、原発事故が起きるリスクがつきまとっている。

(4) 被害の復旧方法の欠如

原発事故によって生じた損害の全容、被ばく者やその子孫、原発事故作業員等の健康被害の実態、また健康被害に対する治療方法は、解明されているとは言い難い。

本件原発事故に関しても、除染作業が実施されているが、それに要する作業量や費用に終わりが見えない。除染による廃棄物の保管方法や処分方法にも確たるものがない。

しかも、放射性物質による汚染は長期間続く。放射性物質は、放射性崩壊を繰り返して安定な物質へ変化すると放射線を放出しなくなる。放射能の強さがもとの半分になるまでの時間を半減期と呼ぶが、たとえばセシウ

ム 137 の半減期は 30 年とされており、それまでは放射線が放出され続ける。

原子力による被害が生じてしまった場合、従前の状態に復旧することが不可能であるのみならず、その復旧方法すら確立されないまま、放射線による汚染が続いてしまう。

(5) 学説の状況

過去日本において発生した騒音等の公害事件を契機に、環境権が唱えられたことは訴状で述べたが（訴状 82 頁～）、本件原発事故以降、安全な生活を安心して過ごしたいという願いが人間的な願望であり、その保護の必要性を唱える学者が増えている。

憲法学者である中里見博教授は、原発は、原発事故が起きていない平常運転されている状態であっても、人びとの基本的人権を侵害していると説く。原発の通常運転そのものによって、生命の権利（憲法 13 条）、社会的生存権（健康文化生活権、憲法 25 条）、過疎地への差別的立地によって平等権（憲法 14 条）等を恒常的に侵害しており、原発は人権と民主主義を侵害・破壊することで初めて存在することができるものであるとする。すなわち、中里見教授は、このような原発は、その存在そのものが生存権、環境的生存権を侵害していると主張している（甲 15）。

これまでも、公害や環境破壊に対しては人格権、環境権、平穏生活権の実現が主張されてきていたが、本件原発事故を契機として、学者の中からも、とりわけ原発事故防止という観点から、それらの人権を実現する必要性が広く主張されるようになっていく。

このように、ノー・ニュークス権は、福島原発事故による深刻な被害、そしてこれまでの法律学がこのような事態を防止できなかったという反省から強く主張されるに至った権利といえ、かつ、それは、今日においては日本国憲法の解釈から当然に導き出されるものである。

3 小括

以上の通り、原子力による被害はすさまじく、しかも修復することができないものであるにもかかわらず、原発事故が発生するリスクは否定できない。これは個人の人格そのものが侵害されることに対する不安であり、その不安を免れる利益は憲法上保障されているものである。

第 3 原子炉の欠陥の立証

1 通常有すべき安全性

製造物における「欠陥」とは、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」とされる（PL 法 2 条 2 項）。日本の原子炉が「通常有

すべき安全性」とは何か。

日本が世界有数の地震大国であることは公知の事実である。また、原発を稼働させるためには大量の水を必要とすることから、必然的に海岸近くに建設されることになる。これらのことからすれば、日本で原発を建設しようとする場合、地震及びそれによって引き起こされる津波が、安全性を考える上で最大限に考慮されるべき要素であることは当然である。つまり、地震や津波によって事故を発生させないということは、「通常有すべき安全性」の中でも最優先事項として挙げられるべきであり、これに疑問を呈する者はいないであろう。

そして、本件原発事故は、まさに本件地震ないし本件津波によって発生した。かかる事実のみからも、本件原子炉等が「通常有すべき安全性」を欠いていたというには十分であろう。

2 欠陥があったといえる 4つの根拠

さらに、原告らは、本件原子炉に欠陥があったと考えるべき以下の4つの根拠を示した（訴状 94～149 頁）。

- ① 想定し得た地震及び津波
- ② 耐震バックチェックの不備
- ③ 老朽化の問題
- ④ マーク I の問題

これらは、本件各号機に共通する問題である。前項で述べたように、本件原子炉等は地震ないし津波によって過酷事故を発生させたという事実から「通常有すべき安全性」を欠いていたといえるが、さらにこれらの根拠からも、本件原子炉等がいずれも欠陥を有していたことは明白である。

3 本件原子炉等の欠陥に関する主張立証

本件原発事故の原因については、未だ完全に解明されたとは言えないものの、本訴訟の訴状を最初に提出した 2014 年 1 月の時点と比べれば、様々な事実が明らかとなっている。

したがって、原告らは、前述の事実に加え、新たな証拠等により本件原発事故が本件原子炉等の欠陥によって発生したことを具体的に主張立証していく予定である。なぜなら、以下に述べる通り、本件原子炉等が欠陥を有していたことは、本訴訟にとって極めて重要な事実だからである。

すなわち、本件原子炉等における欠陥の存在は、直接的には PL 法に基づく責任の要件となると同時に、民法 709 条の不法行為責任の要件たる過失、すなわち注意義務違反の前提となる。さらに、原賠法 5 条に基づく代位求償における被告らの故意を立証するためにも不可欠の事実である。

しかしながら、被告らの PL 法に基づく責任や不法行為責任を追及しよう

すると、原発メーカーの免責を定める責任集中制度の壁が立ち上がることになる。したがって、原告らはこの理不尽な壁を乗り越えるために、まずこの制度が憲法に反し無効であることを立証しなければならない。このとき、仮に責任集中制度が法令違憲によって無効とまでは認められない場合に備え、本件に適用する限りで違憲無効であることを主張立証することは不可欠である。

すなわち、責任集中制度が合憲であり、原発メーカーが免責されるというためには、原子力損害の規模が原賠法に規定される損害賠償措置によってある程度担保され（7条）、政府が原子力事業者に「必要な援助」を行うとしても（16条1項）、それが国民の税金を原資とすることに鑑み、合理的な範囲に留まること、これらに加え、免責とされる原発メーカーに明らかな責任があるとまでは言えないという場合に限定的に解釈されるべきである。そうでなければ、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という原賠法の目的（1条）を阻害する制度となってしまうからである。

原子力損害の規模が損害賠償措置の100倍を超え、政府が9兆円もの援助を決定してもなお、不十分な中間指針や東電の不誠実な対応等により、被害者に対して十分な償いがなされていない本件は、原賠法の想定をはるかに超える事故であることは明らかである。したがって、本件原子炉等に欠陥があったことが立証されれば、責任集中制度は少なくとも本件に適用する限りで違憲無効となる。

よって、原告らが本訴訟の目的を達するためには、本件原子炉の欠陥を明らかにすることが必要不可欠である。

以上